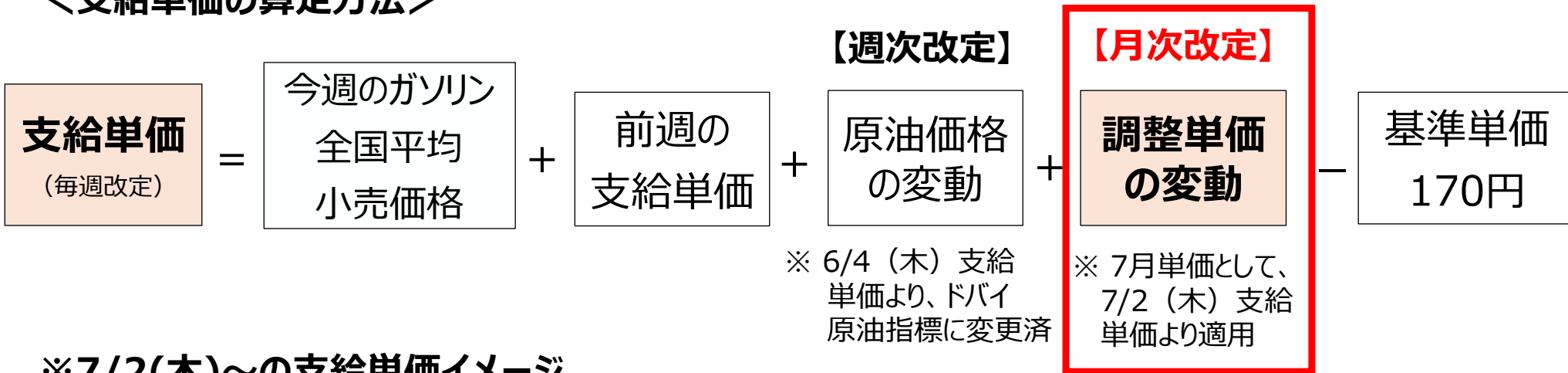


緊急的激変緩和措置の支給単価の算定方法変更について

- 代替調達の拡大に伴い、元売事業者が市場価格を上回って支払う金額が増加していくことを踏まえ、備蓄原油も含めた調達の実態を反映しつつ、ガソリンの全国平均小売価格を170円程度の水準に抑制する観点から、補助金の算定方法を見直す。
- 具体的には、調達に要する費用の実態に基づき、「調整単価」を翌月の支給単価に反映する。
- 7月2日（木）からの支給単価において、7月分の「調整単価」4.9円を反映。今後、月次で「調整単価」の変動を算定し、支給単価に反映する。

<支給単価の算定方法>



※7/2(木)~の支給単価イメージ

$$\begin{array}{ccccccccccc} & & \text{今週の調査価格} & & \text{6/24 (木)} & & \text{原油価格の変動 (仮)} & & & & \\ & & \text{(仮)} & & \text{からの支給単価} & & & & & & \\ \bullet.\bullet\text{円} & = & \blacksquare.\blacksquare\text{円} & + & 6.0\text{円} & \pm & \blacktriangle.\blacktriangle\text{円} & + & 4.9\text{円} & - & 170\text{円} \end{array}$$

調整単価の算定について

- 中東情勢の変化以降、原油等の調達時に元売事業者や輸入事業者が国際市場価格を上回って支払う金額が増加。
- 7月には前年平月比で約10割の代替調達が実現する見通しであり、元売事業者の調達に要するこうした費用が増加する中でも、ガソリンの全国平均小売価格を170円程度の水準に抑制するため、中東情勢変化後に元売事業者の調達した原油等について、代替調達価格が市場価格を上回ること等による元売事業者の支払増加額を国家備蓄原油の譲渡価格として前月の公式販売価格を採用したことによる支払減少額で調整し、調達の実態に応じて、緊急的激変緩和措置の支給単価として反映すべき「調整単価」を算定。輸入事業者についても、同額の「調整単価」を適用。
- 7月の調整単価4.9円は、3月1日（日）から6月20日（土）までの影響を反映したものであり、7月2日（木）の支給単価から適用。8月以降の調整単価は、前月の20日までの影響を反映し、月初に最も近い木曜日より適用（月次改定）。
- 調整単価算定に使用した代替調達等に関する証憑については、元売事業者の会計士等の第三者による監査等を通じ、その適正性を担保し、事後的に元売事業者への補助額を確定。

<調整単価の算定において考慮した要素>

代替調達に伴う支払増加	・ 国際市場価格を上回って支払う費用（プレミアム）等
備蓄原油調達に伴う支払減少	・ 国家備蓄の譲渡価格と当該月の国際市場価格との差